

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、取引先のテレワーク導入支援）

b. IT 実装支援（IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援）

サイバーセキュリティは IPA（情報処理推進機構）が推奨している「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」に基づく構築・運用・保守更新に関する助言と支援を実施します。

c. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

環境負荷の低減を目的とし、調達先の選定においては製品・サービスのライフサイクル全体を通じた環境配慮の有無を評価基準に加えています。特に、再生可能エネルギーの活用、脱炭素化技術の導入、省エネ性能の高い設備・機器の採用など、環境性能に優れた資材・サービスを優先的に選定しています。

d. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言）

とりわけ昨今被害が増えているサイバーセキュリティ対策に注力し、日々の Backup や被害を受けた場合の迅速なリカバリー等の具体的な助言と支援を実施します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働 条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のため の価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し

ます。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は現金で支払い、手形等での支払いは行いません。また支払サイトは 60 日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

⑤ 当社が関わるサプライチェーン

全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。また本宣言を社内に掲示し、従業員への周知徹底を図ります。

2026年 1月 1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社エスシステム

企 業 名

代表取締役 江原 鉄也

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。